

京都市国民健康保険規則第8条に規定する出産育児一時金支給に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 本要綱は、京都市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第7条に規定する出産育児一時金（以下「一時金」という。）の支給について、京都市国民健康保険規則（昭和36年規則第2号、以下「規則」という。）第8条の施行に必要な事項を定めるものとする。

(出産を証明する書類)

第2条 同条に規定する出産を証明する書類は次の各号のとおりとする。ただし、第2号に規定する書類の交付を受けることができない場合は、同号に規定する書類の添付は不要とする。

(1)医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類

(2)「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」（以下「直接支払」という。）実施要綱（以下「直接支払実施要綱」という。）に規定する、出産した医療機関等（病院、診療所又は助産所をいう。以下同じ。）から交付される、代理契約に関する文書及び出産費用の領収・明細書

(条例第7条第1項第2号に規定する出産であると認定するために必要な書類)

第3条 条例第7号第1項第2号に掲げる出産であると認定するために必要な書類は以下の各号のとおりとする。

(1)医療機関等が発行した、財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度対象の出産であることを証明するスタンプが押印された領収書、請求書又は出産証明書。

(2)前号の書類がない場合、次のア～ウの内容について証明する書類

ア 出生した者の生年月日

イ 医療機関等

ウ 在胎週数

(直接支払による申請)

第4条 世帯主が直接支払実施要綱に基づいて医療機関等と契約を行い、京都府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から京都市長に対し一時金の請求が行われた場合については、世帯主から規則第8条に規定する一時金の申請が行われたものとする。

(直接支払の申請方法)

第5条 世帯主が前条の申請を行った場合は、医療機関等が国保連を通し送付する「出産育児一時金代理申請・受取請求書」(以下「直接支払請求書」という。)から、規則第8条に規定する申請書の内容が確認できる場合は、直接支払請求書をもって同条に規定する申請書の提出があったものとする。

(直接支払の場合の出産を証明する書類)

第6条 世帯主が第4条の申請を行った場合において、医療機関等が国保連を通し送付する直接支払請求書から規則第8条に規定する出産の内容が確認できる場合は、直接支払請求書をもって同条に規定する出産を証明する書類の提出があったものとする。

(受取代理による申請)

第7条 世帯主が「出産育児一時金等の受取代理制度」(以下「受取代理」という。)実施要綱に基づいて医療機関等と委任契約を行い、京都市長に対し提出した出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)から、同条に規定する申請書の内容が確認できる場合は、同条に規定する申請書の提出があったものとする。

(受取代理の場合の出産を証明する書類の提出)

第8条 世帯主が前条の申請を行った場合において、世帯主と受取代理の委任契約を行った医療機関等から規則第8条に規定する出産を証明する書類の提出があった場合は、世帯主から出産を証明する書類の提出があったものとする。

附則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。